

平成29年度 第1回美里町総合教育会議次第

日時：平成29年5月30日

午前9時30分～

場所：コミセン視聴覚室

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

(1) 新学習指導要領の方向性について

(2) 意見交換

4 その他

5 閉 会

新学習指導要領の方向性

美里町教育委員会

学校教育の目的と目標

■学校教育の目的 教育基本法1条

人格の完成

平和で民主的な国家及び社会
の形成者

心身ともに健康な国民の育成



学校教育の目的と目標

■学校教育の目標 教育基本法2条

- ①幅広い知識と教養、真理を求める態度、豊かな情操と道徳心、健やかな身体
 - ②個人の価値尊重、能力・創造性育成、自主及び自律の精神、勤労重視の精神
 - ③正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力、社会の形成に参画・発展に寄与
 - ④生命尊重、自然を大切に、環境の保全に寄与
 - ⑤伝統文化尊重、我が国と郷土愛、国際社会の平和と発展に寄与
-
- 

学校教育の目的と目標

○教育課程

⇒教育の内容を組織的・計画的に組み立てたもの

○学習指導要領

⇒教育課程の基準を大綱的に定めたもの



これまでの学習指導要領の変遷

【昭和33～35年改訂】教育課程の基準としての性格の明確化(道徳の時間の新設、系統的な学習を重視、基礎学力の充実、科学技術教育の向上等)

【昭和43～45年改訂】教育内容の一層の向上(「教育内容の現代化」)(時代の進展に対応した教育内容の導入(算数における集合の導入等))

【昭和52～53年改訂】ゆとりのある充実した学校生活の実現 = 学習負担の適正化(各教科等の目標・内容を中核的事項にしぼる)

【平成元年改訂】社会の変化に自ら対応できる心豊かな人間の育成(生活科の新設、道徳教育の充実等)

【平成10～11年改訂】基礎・基本を確実に身に付けさせ、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」の育成(教育内容の厳選、「総合的な学習の時間」の新設等)

【平成20～21年改訂】子どもたちの「生きる力」をよりいっそう育むことを目指す。知識・技能の習得と思考・判断・表現力等の育成のバランスを重視(授業時数を増加、「はどめ規定」を原則削除、小学校5・6年に外国語活動)



改訂の背景

社会の変化が加速度を増す中で
2030年頃の社会の在り方を見据えながら、
どのように知・徳・体にわたる「生きる力」
を育むかを重視

⇒「社会に開かれた教育課程」の実現

○よりよい学校教育を通じて、よりよい社会を作るという理念を学校と社会が共有し、
相互の連携・協働によりその実現を図る



育成すべき資質・能力の三つの柱

学びに向かう力
人間性等

どのように社会・世界と関わり、
よりよい人生を送るか

「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」を
総合的にとらえて構造化

何を理解しているか
何ができるか

知識・技能

理解していること・できる
ことをどう使うか

思考力・判断力・表現力等

学習指導要領改訂の方向性

新しい時代に必要となる資質・能力の育成

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な知識や力を育む

「**社会に開かれた教育課程**」の実現
各学校における「**カリキュラム・マネジメント**」の実現

何を学ぶか

どのように学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた 教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共
(仮称)」の新設など

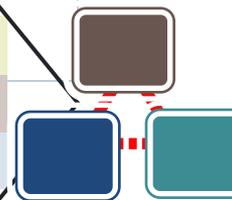
各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を
構造的に示す

学習内容の削減は行わない※

主体的・対話的で深い学びの視点からの 学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得など、新しい時代に求められる資質・能力を育成
知識の力を削減せず、質の高い理解を図るための
学習過程の質的改善

深い学び
対話的な学び
主体的な学び



※高校教育については、些末な事実に基づく知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており、そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。

新学習指導要領が求める内容

■「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善と、特色ある教育活動

- ①基礎的・基本的な知識及び技能の習得、課題を解決するために必要な力、主体的に学習に取り組む態度、多様な人々との協働
- ②豊かな心や創造性の涵養を目指した教育（道徳、体験、表現、鑑賞）
- ③健康で安全な生活、豊かなスポーツライフの実現



学校に求められる教育活動

■教育活動の充実

①知識及び技能

⇒生きて働く知識・技能

②思考力、判断力、表現力

⇒未知の状況にも対応できる力

③学びに向かう力、人間性等

⇒学びを人生や社会に生かそうとする力

■学習評価の充実

①良い点や進歩の状況の評価、学習過程や成果の評価

②評価の妥当性や信頼性の確保、学習成果の円滑な接続

■教育活動の実施

①授業改善

②読書活動の充実

③情報活用能力の育成

④見通しを立てたり振り返ったりする学習

⑤体験活動、家庭や地域社会連携

⑥課題や活動を選択する機会の設定

⑦主体的・自発的な学習活動や読書活動



「道徳科」の質的変換と評価

2015(平成27)年3月 学習指導要領一部改正

小学校2018(平成30)年度より

中学校2019(平成31)年度より

「道徳の時間」(領域)⇒「特別の教科道徳」(教科)

背景 社会問題により、改めて道徳活動の充実



「道徳科」の質的変換と評価

■質的変換「考え議論する」道徳へ

- ①話し合いや読み物の登場人物の心情の読み取り
- ②問題解決的な学習方法

■評価のポイント

- ①数値ではなく記述式とすること
- ②比較による評価ではなく、成長を積極的に受け止め認め、励ます「個人内評価」



「小学校英語」教科化

【現行】小学校5・6年生「外国語活動」

⇒

【新学習指導要領】

小学校3・4年生「外国語活動」

小学校5・6年生「外国語科(英語科)」

背景 学習意欲低下(文科省調査2014)



「小学校英語」教科化

■授業時間数の増加への対応

小学校3・4年生

年間35時間

小学校5・6年生

年間70時間

⇒35時間増

年間授業時間数は変わらない

■教員の英語指導力の向上



授業時数【小学校】

区分		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
各教科の 授業時数	国語	306	315	245	245	175	175
	社会			70	90	105	105
	算数	136	175	175	175	175	175
	理科			90	105	105	105
	生活	102	105				
	音楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家庭					60	55
	体育	102	105	105	105	90	90
	外国語					70	70
特別の教科道徳		34	35	35	35	35	35
外国語活動				35	35		
総合的な学習の時間				70	70	70	70
特別活動		34	35	35	35	35	35
総授業時数		850	910	980	1015	1015	1015
平成23年～		850	910	945	980	980	980
～平成20年		782	840	910	945	945	945

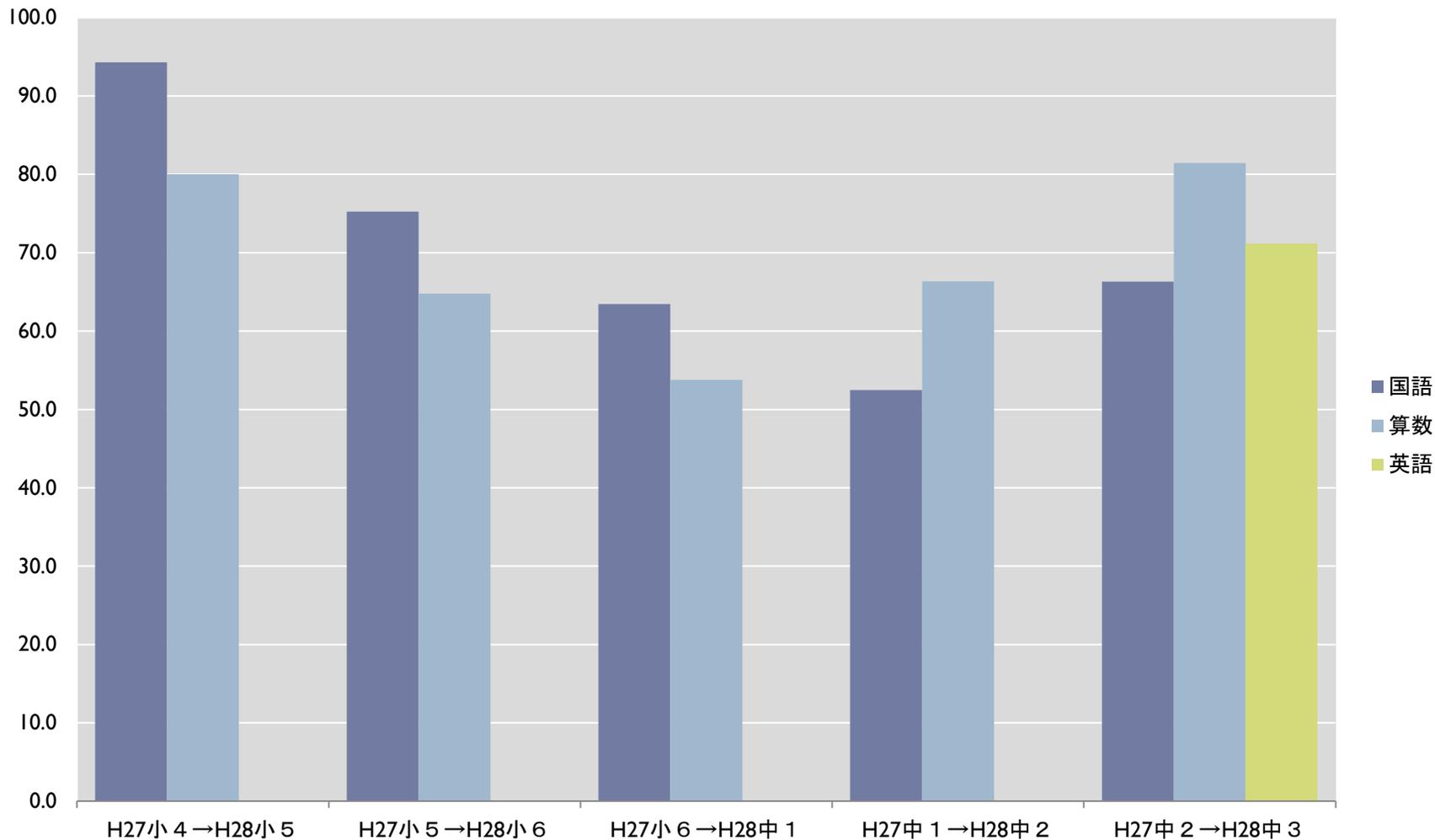
授業時数【中学校】

区分		第1学年	第2学年	第3学年
各教科の 授業時数	国語	140	140	105
	社会	105	105	140
	数学	140	105	140
	理科	105	140	140
	音楽	45	35	35
	美術	45	35	35
	保健体育	105	105	105
	技術・家庭	70	70	35
	外国語	140	140	140
特別の教科道徳		35	35	35
総合的な学習の時間		50	70	70
特別活動		35	35	35
総授業時数		1015	1015	1015
平成24年～		1015	1015	1015
～平成20年		980	980	980

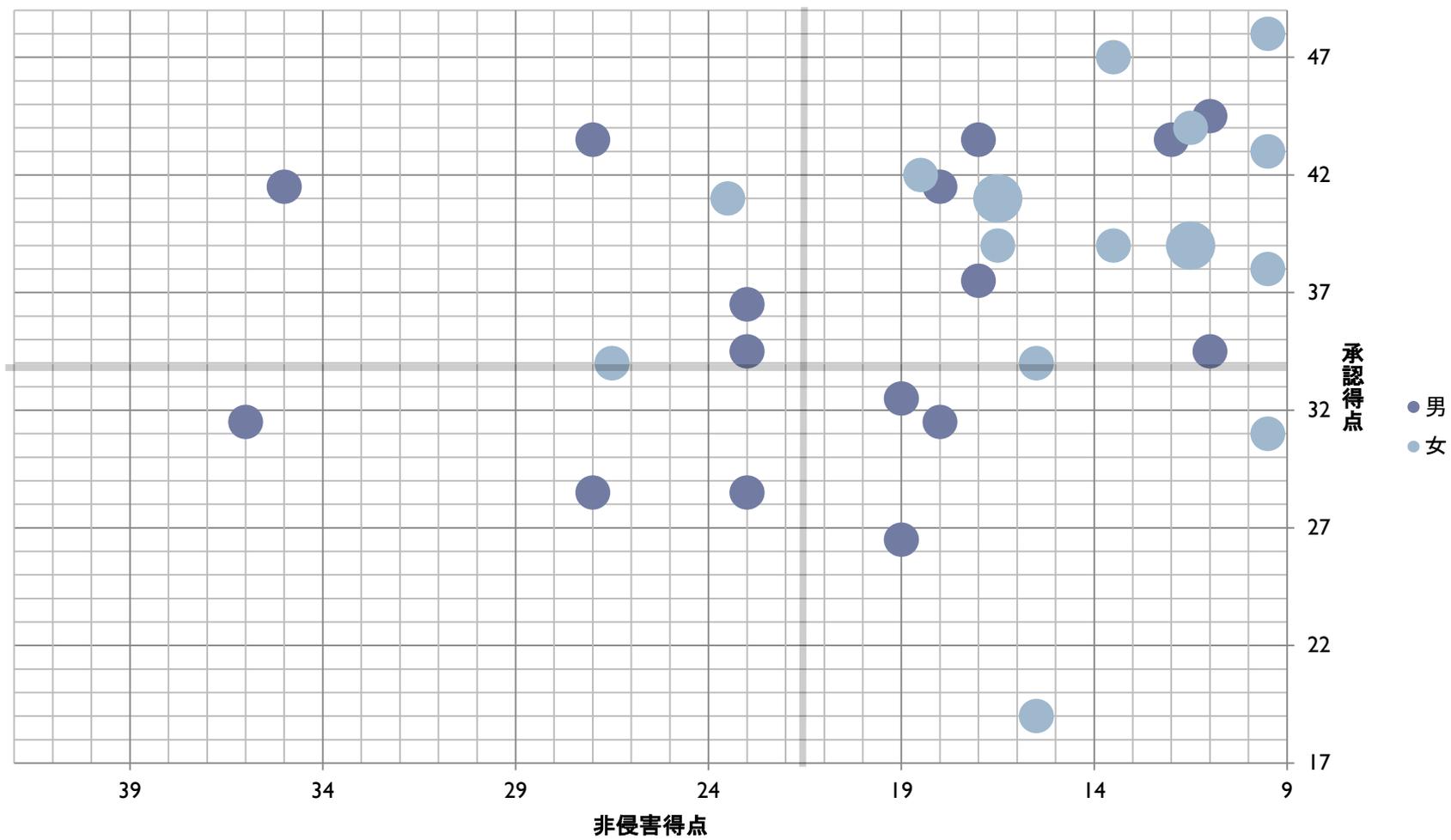
学習指導要領改訂スケジュール

年度	小学校	中学校	高等学校・大学
2014(平成26)	「特別の教科道德」告示[3月]		
2015(平成27)	「特別の教科道德」先行実施(「私たちの道德」使用) 教育課程企画特別部会「論点整理」[8月]		
2016(平成28)	中教審答申[12月] 小中学校学習指導要領告示[3月]		
2017(平成29)			高校・特別支援学校学習指導要領告示
2018(平成30)	小中学校移行措置 道德検定教科書による授業実施		
2019(平成31)		道德検定教科書による授業実施	高校移行措置
2020(平成32)	小学校全面实施		
2021(平成33)		中学校全面实施	高校1年生から年次振興で実施
2022(平成34)			
2023(平成35)			
2024(平成36)			高校全学年で全面实施

県学力・学習状況調査における【伸び】を見せた子どもの割合



QUによる分析



美里町総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4の規定に基づき、美里町総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項の協議及び調整を行う。

- (1) 町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定又は変更に関する事項
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(構成員)

第3条 会議は、町長及び教育委員会をもって構成する。

(招集)

第4条 町長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ日時、場所及び会議に付議すべき事項について構成員に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合には、この限りでない。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

3 町長は、前項の規定により招集を求められたときは、速やかに会議を招集するものとする。

(会議)

第5条 会議は、町長がその議長となる。

(意見の聴取)

第6条 会議は、第2条各号に定める協議及び調整を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議に関する意見を聴くことができる。

(職員の出席)

第7条 会議は、第2条各号に定める協議及び調整を行うに当たって必要があると認めるときは、当該協議に関する課局等の職員を出席させることができる。

(会議の公開)

第8条 会議は、公開とする。ただし、議長が個人の秘密を保つため必要があ

ると認めるとき又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録の作成及び公表)

第9条 町長は、議事のほか次に掲げる事項を記載した議事録を会議の終了後遅滞なく作成し、前条ただし書の規定により会議を非公開とした部分を除き、これを公表するものとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその日時
- (2) 出席者及び欠席者の職及び氏名
- (3) 議題及び配布資料
- (4) その他町長が必要と認めた事項

2 議事録には、町長及び構成員のうちから町長が指名する2名が署名するものとする。

(調整結果の尊重)

第10条 会議において事務の調整を行った事項については、当該構成員は、その調査の結果を尊重しなければならない。

(傍聴の手続)

第11条 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を傍聴人受付票(様式第1号)に記入し、係員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

(傍聴できない者)

第12条 次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) その他議長が傍聴を不相当と認める者

(傍聴の制限)

第13条 議長は、傍聴席が満員となったときその他必要があるときは、会議の傍聴を制限し、又は拒絶することができる。

(傍聴人の禁止行為)

第14条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話、拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
- (5) 帽子、襟巻又は外とう類を着用すること。
- (6) 撮影、録音等の記録を行うこと。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為を行うこと。

(傍聴人の退場)

第15条 傍聴人は、議長が傍聴を禁じたとき又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(庶務)

第16条 会議の庶務は、総合政策課において処理する。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年6月27日から施行する。

(美里町総合教育会議設置要綱の廃止)

2 美里町総合教育会議設置要綱（平成27年告示第69号）は、廃止する。